

マイナンバーカード 受取方法のお知らせ

- ☐ カードは申請してから出来上がるまで **1か月程度**かかります。
- ☐ お渡し準備ができましたら**受取案内の封書(交付通知書)**をお送りします。
- ☐ 交付通知書は、住民票の住所に「**転送不要**」郵便でお送りします
郵便局の転居・転送サービスや郵便局留・郵便私書箱をご利用の場合は配達されません。ただし、「入所・入院」「自宅改築(新築)中」「罹災」のいずれかを理由に転送サービスを利用中の方は、「転送希望届」と「理由が確認できる資料」を提出いただくことで、通常の郵便物（転送可能）としてお送りします。詳しくは松山市ホームページ又は下記連絡先までお問合せください。

カードの受取手続場所

松山市マイナンバーカードセンター

場 所 **いよてつ高島屋 南館 1 階** ※支所では手続できません

(松山市湊町 5 丁目 1 番地 1)

※駐車料金の助成はありませんので、公共交通機関をご利用いただくか、
ご利用の駐車場で受けられる民間のサービスをご活用ください。

業務時間 **午前 10 時～午後 7 時** ※最終受付は午後 6 時 45 分

※休業日※ ▶毎月第 3 土曜日の翌日曜日 ▶年末年始 ▶その他メンテナンス等による臨時休業日あり

令和 7 年は、**5 月 18 日、6 月 22 日、7 月 20 日、8 月 17 日、24 日、9 月 21 日、10 月 4 日、19 日、
11 月 16 日、12 月 21 日、29 日～令和 8 年 1 月 4 日**

電話番号 **089-907-0810**

本人が 15 歳未満又は、成年被後見人の場合、法定代理人が選任した復代理人による受取手続ができます。

⇒ (復代理人と本人の 2 名で来る場合) **別紙 1 - ㊶** 「受取手続に必要なもの」を全てご準備の上、
お越しください。※**必要書類は全て原本が必要です。(コピー不可)**

⇒ (復代理人のみが来て、本人が来ない場合) **別紙 1 - ㊷** 「受取手続に必要なもの」を全てご準備の上、
お越しください。※**必要書類は全て原本が必要です。(コピー不可)**

受取手続に必要なもの（復代理人と本人の 2 名で来る場合）

① 交付通知書	別紙 <u>交付通知書の記入例</u> を参考に、法定代理人が記入した状態で、窓口へお持ちください。窓口で回収します。
② 復代理用の 委任状	法定代理人から復代理人へカード受領の権限を委任する旨を明記する委任状です。 法定代理人が記入した状態で、窓口へお持ちください。
③ 通知カード	窓口で回収します。紛失した方は窓口でお申し出ください。 2 回目以降のカードの受取の方や届いていない方は不要です。
④ 本人の 本人確認書類	別紙 <u>本人確認書類の例</u> を参考に A1 点又は B2 点をお持ちください。 【A1 点の例】マイナンバーカード 【B2 点の例】健康保険証 + 各種医療費受給資格証
⑤ 復代理人の 本人確認書類	別紙 <u>本人確認書類の例</u> を参考に A1 点又は B2 点をお持ちください。 【A1 点の例】マイナンバーカード 【B2 点の例】健康保険証 + 年金手帳
⑥ 法定代理人が法定 代理人であることを 確認できるもの (発行から 3 か月以内のもの)	◆ 本人が 15 歳未満の場合は、 <u>本人の戸籍謄本</u> (本人の本籍が松山市にあるか、本人と法定代理人が同一世帯の場合は省略できます。) ◆ 本人が成年被後見人の場合は、 <u>成年後見人登記事項証明書</u>
⑦ (2 回目以降のカード 受取の方のみ)	◆ マイナンバーカード…窓口で回収します。お持ちでない場合は有料(1,000 円)になります。 ◆ 手数料 1,000 円(現金のみ)…本人の責めによる紛失等の場合や前回のカードが回収できても、転入後の継続利用手続をしなかったこと等による再交付の場合は、有料です。
⑧ (お持ちの場合のみ) 住民基本台帳カード	窓口で回収します。紛失した方は窓口でお申し出ください。

受取手続に必要なもの（復代理人のみが来て、本人が来ない場合）

① 交付通知書	別紙交付通知書の記入例を参考に、法定代理人が記入した状態で、窓口へお持ちください。窓口で回収します。
② 復代理用の委任状	法定代理人から復代理人へカード受領の権限を委任する旨を明記する委任状です。 法定代理人が記入した状態で、窓口へお持ちください。
③ 通知カード	窓口で回収します。紛失した方は窓口でお申し出ください。 2 回目以降のカードの受取の方や届いていない方は不要です。
④ 本人の本人確認書類	別紙本人確認書類の例を参考に A 2 点又は A 1 点 + B 1 点又は B 3 点（B 3 点のうち、1 点は顔写真入り（例：顔写真入りの学生証や、法定代理人が作成した顔写真証明書）が必要）をお持ちください。 【A 1 点 + B 1 点の例】マイナンバーカード + 健康保険証 【B 3 点の例】健康保険証 + 各種医療費受給資格証 + 顔写真証明書
⑤ 復代理人の本人確認書類	別紙本人確認書類の例を参考に A 2 点又は A 1 点 + B 1 点（官公署発行の顔写真付きの本人確認書類の A が 1 点以上必要）をお持ちください。 【A 2 点の例】マイナンバーカード + 運転免許証 【A 1 点 + B 1 点の例】マイナンバーカード + 健康保険証
⑥ 法定代理人が法定代理人であることを確認できるもの (発行から 3 か月以内のもの)	◆ 本人が 15 歳未満の場合は、本人の戸籍謄本 (本人の本籍が松山市にあるか、本人と法定代理人が同一世帯の場合は省略できます。) ◆ 本人が成年被後見人の場合は、成年後見人登記事項証明書
⑦ (2 回目以降のカード受取の方のみ)	◆ マイナンバーカード…窓口で回収します。お持ちでない場合は有料(1,000 円)になります。 ◆ 手数料 1,000 円(現金のみ)…本人の責めによる紛失等の場合や前回のカードが回収できても、転入後の継続利用手続をしなかったこと等による再交付の場合は、有料です。
⑧ (お持ちの場合のみ) 住民基本台帳カード	窓口で回収します。紛失した方は窓口でお申し出ください。

交付通知書の記入例

※法定代理人が記入してください。

松山市長

マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書

・申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。
・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。

A 本通知書（はがき）
B 通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
C 本人確認書類（以下のAの書類を1点。Aがない場合は、イを2点持参してください。）
ア マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード など
イ 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証 など
※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている必要があります。

・15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類
②代理権の確認書類（戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。）も持参して、同行してください。

令和4年 7月 5日

松山市長宛
マイナンバーカード交付・電子証明書発行の申請は、私の意思によるものです。

本人の住所 松山市〇〇町〇ー〇 △△マンション〇〇号
本人の氏名 松山 太郎

（以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。）
・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、目隠しシールを貼ってください。
※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は下記の者を代理人として、マイナンバーカード・電子証明書の受領権限を委任します。

代理人の住所 松山市〇〇町〇ー〇 △△マンション〇〇号
代理人の氏名 松山 花子

①署名用電子証明書暗証番号（大文字英字・数字混合6～16文字）
②利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）
③住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）
④券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）

同一でも可

・詳細は、マイナンバーカード総合サイト（<https://www.kojinbango-card.go.jp>）をご覧ください。
だくか、コールセンター（0120-95-0178）または市町村にお問い合わせください。

記入した日

本人の住所・氏名

※マンション名等も省かず記入してください

窓口に来る復代理人（復代理用の委任状の復代理人欄と同じ人）の住所・氏名

※マンション名等も省かず記入してください

マイナンバーカードに設定する暗証番号（②～④）を記入してください。

※①の署名用電子証明書は原則発行されませんので、記入不要です。

隠ぺいのため、暗証番号の上に目隠しシールを貼るか、封筒に封かんしてください。

※この交付通知書は窓口で回収します。

必要であれば、暗証番号は事前に同じものを控えるようお願いいたします。

本人確認書類の例

A

官公署発行の顔写真つきのもの

※下記 A の本人確認書類で顔写真がないものは、
B の本人確認書類になります。

- ☐ マイナンバーカード
- ※**本人(15 歳未満又は成年被後見人)**の本人確認書類として使用する場合のみ、在留期間の定めのある外国人を除き、券面に印字された有効期限満了により失効したマイナンバーカードを本人確認書類として使用可（その他の理由で失効したマイナンバーカードは使用不可）
- ☐ 住民基本台帳カード
- ☐ 運転免許証
- ☐ 運転経歴証明書
(平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの)
- ☐ パスポート
- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 療育手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 在留カード
- ☐ 特別永住者証明書

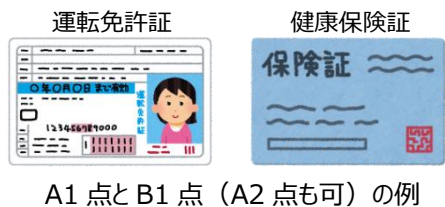
B

その他

- ☐ 健康保険証
 - ☐ 子ども医療費受給資格証（うすむらさき色）
 - ☐ 介護保険被保険者証
 - ☐ 重度心身障害者医療費受給者証（みどり色）
 - ☐ ひとり親家庭医療費受給者証（ピンク色）
 - ☐ 母子健康手帳（子どもの本人確認用）
 - ☐ 生活保護受給者夜間・休日用医療受給証
 - ☐ 年金手帳、年金証書
- ↓ 以下の物は、本人の本人確認として使用する場合のみ、B2 点とすることができます ↓
- ☐ 社員証、学生証（ 学年表示があるものは該当年度のものの、
ないものは在学中のものに限る ）
 - ☐ 預金通帳、キャッシュカード
(通帳とキャッシュカードで B2 点とする場合は異なる金融機関のものが必要です)
 - ☐ 顔写真証明書(法定代理人が作成)
 - ☐ 児童相談所発行の受診券

注意 コピーは不可。有効期間があるものは、有効期間内のものに限りです。

(復代理人のみが来て、本人が来ない場合) の④本人の本人確認書類の例



← 法定代理人が作成した「顔写真証明書」を
顔写真入りの B1 点として使えます。

委任状

令和 年 月 日

松山市長 あて

復代理人 窓口へ来る人	住所	
	氏名	
	生年月日	明治 ・ 大正 昭和 ・ 平成 年 月 日 西暦

上記の者を代理人と定め、交付申請者のマイナンバーカードの受取権限を委任します。

交付申請者 15 歳未満の者 又は 成年被後見人	住所	松山市
	氏名	
法定代理人 親権者 又は 成年後見人	住所	
	氏名	

記入例

委任状

令和 6 年 7 月 8 日

松山市長 あて

復代理人 窓口へ来る人	住所	松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
	氏名	愛媛 三郎
	生年月日	明治・大正 昭和・平成 12 年 3 月 4 日 西暦

上記の者を代理人と定め、交付申請者のマイナンバーカードの受取権限を委任します。

交付申請者 15 歳未満の者 又は 成年被後見人	住所	松山市 △△町△丁目△番△号
	氏名	松山 花子
法定代理人 親権者 又は 成年後見人	住所	松山市△△町△丁目△番△号
	氏名	松山 太郎

※成年後見人は、登記事項証明書の住所を記入してください。